

# 荒廃農地再生支援事業（廃ハウス等の支障物撤去や暗渠排水等）

## 令和9年度 要望調査について

荒廃化が進んでいる遊休農地を再生利用するための廃ハウス等の支障物撤去・伐根等の荒廃農地再生等整備や、暗渠排水・客土等の簡易基盤整備に対して支援する荒廃農地再生支援事業について、予算措置の参考とするため、令和9年度事業の要望調査を実施します。なお、今回の要望調査は、令和8年度事業の内容が継続されることを前提としたものであり、今後の農林水産省での予算検討の状況に応じて変更される場合があります。

要望される方は、要望調査シートに必要事項を記入のうえ、令和8年6月22日（月曜日）までに営農支援課にご相談ください。

### 1 補助を受けられる人

- ・ 耕作者、農地所有者

※農地所有者が補助を受ける場合は、事業実施後、農地所有者以外の方が耕作者となる場合に限る(耕作者は3親等以内でも可)

### 2 主な実施要件

- ・ 農振農用区域内（農用区域）にある再生利用が可能な荒廃農地（1号遊休農地のうち、黄色区分※）であること
- ・ 所有権の移転や賃借権等の設定後、原則1年以内であるか、権利移転等が確実な農地
- ・ 対象農地の耕作者が地域で合意形成されていること
- ・ 事業完了後、5年以上耕作を継続すること

### 3 対象となる経費

- ・ 支障物撤去、刈払、抜根、整地、暗渠排水、客土等

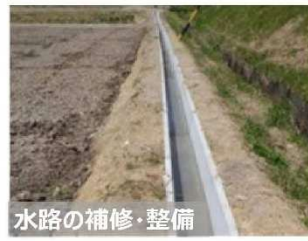
農業振興地域内の荒廃農地に係る、荒廃農地の再生作業、支障物撤去、基盤整備、土壌改良を支援



【荒廃農地の解消】



【荒廃農地の支障物撤去】



【簡易な基盤整備】



【土壌改良】

### 4 支援額

- ・ 100万円未満/1計画（事業費上限額200万円未満）

### 5 補助率

- ・ 1/2以内

お問い合わせ・提出先

田原市 農林水産部 営農支援課

電話：0531-22-1126 ファクス：0531-22-1127